

平成 28 年度における国立研究開発法人国立環境研究所の中小企業者に関する 契約の方針

平成 28 年 9 月
国立研究開発法人国立環境研究所

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条の規定に基づき、平成 28 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

（1）中小企業・小規模事業者向け契約目標

国環研は、平成 28 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 67 億円、比率が 55.1% になるよう努めるものとする。

（2）新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において、「新規中小企業者の契約比率については、平成 26 年度国等の官公需契約実績 7 兆 4,278 億円の約 1% 程度と推計されることを踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、26 年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を平成 29 年度までに 2 % 程度とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

（参考値）平成 26 年度新規中小企業者向け契約実績（推計値）

官公需総額に占める割合 0.04%

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

国環研は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るために、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

（1）東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を

踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

(2) 熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

熊本地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記(1)に掲げる同様の配慮に努めるものとする。

(3) 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

(4) 十分な公告期間の確保

中小企業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、必要に応じて説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取組を継続する。

(5) 官公需に関する相談体制の整備

総務部会計課契約第一係に「官公需相談窓口」を設置し、中小企業者からの相談に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

(6) 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、同方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

(7) 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検

討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

(8) 小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

(9) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

「平成 28 年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針」(平成 28 年 8 月 2 日閣議決定)に基づき、「中小企業技術革新制度」(SBIR)による特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者が入札に参加する場合には、下位等級であっても入札参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

また、特定補助金の交付を受けた中小企業・小規模事業者のうち、創業 10 年未満の事業者に対しては、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運用する新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）への登録を推奨するものとする。

(10) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

福島支部において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、当該地域の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

(11) 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が

行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的措置

国環研は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「ここから調達サイト」の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めものとする。

(3) 地方自治法第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品

(「いわゆるトライアル発注制度」という。) 等の受注の機会の増大

いわゆるトライアル発注制度に係る商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 新規中小企業者からの相談体制

総務部会計課契約第一係の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(5) ここから調達サイトの活用による調達の推進

「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等

の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

国環研は、官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即し取り組むものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に 関し必要な事項

(1) 本方針の適用範囲

本方針は、国環研の全ての部署に適用する。

(2) 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者・小規模事業者の受注の機会の増大に資するため、中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、所内に対し指導・助言等を行う。

【推進本部の構成員】

本部長：総務部長

本部員：総務部総務課長、総務部人事課長、総務部会計課長、総務部施設課長、企画部企画室長、総務部総務課課長補佐、総務部人事課課長補佐、総務部会計課課長補佐、総務部施設課課長補佐

その他推進本部が必要と認めたときは、上記以外の職員を参画させることができる。

(3) 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

附則

○本方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。